

障害者自立支援法（仮称）について（速報）

平成 17 年 2 月 21 日

宮城県重症心身障害児(者)を守る会

・ 施行スケジュール

平成 17 年 10 月 1 日施行予定

- ・ 障害児・障害者の定義
- ・ 保護者の定義
- ・ 自立支援医療の定義
- ・ 自立支援医療費の支給に関する事項（利用者負担の見直し・指定制度の導入）

平成 18 年 1 月 1 日施行予定

- ・ 市町村による障害者給付審査会の設置
- ・ 障害程度区分の認定・支給決定（障害者に適用）
- ・ 障害者等の居宅支援
- ・ 国・都道府県の義務的負担化

平成 18 年 10 月 1 日施行予定

- ・ 障害児施設入所者のうち 18 歳以上の者で新制度に移行した者に関わる市町村への事務移行
- ・ 障害者給付審査会（移行者のみ実施）
- ・ 障害程度区分の実施（移行者のみ実施）
- ・ 契約制度の実施（児・者共に実施）・公費負担医療創設・応益負担の導入
- ・ 児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、5 年後の試行を目途に検討し、3 年間以内に結論を得る。それまでは、18 歳未満の児童については児童福祉法に基づく。

・総合的自立支援システム

	自立支援項目	内 容	備 考
市 町 村	介護給付	居宅介護	
		重度訪問介護	
		行動援護	
		生活支援	
		療養支援	
		児童デイサービス	
		短期入所	
		重度障害者等包括支援	
		共同生活介護	
		施設入所支援	
		その他	
	訓練等給付	自立訓練（機能・生活）	
		就労移行支援	
		就労継続支援	
		共同生活援助	
		その他	
	利用計画作成費 の支給		
	自立支援医療費 の支給	（旧）更生医療	
		（旧）育成医療	
		（旧）精神通院公費	
	補装具給付		
	地域生活支援事業	相談支援	
		地域活動支援	
		移動支援	
		コミュニケーション支援	
		居住支援	
		日常生活用具	
その他			

都道	人材育成
府県	広域支援

・障害者自立支援法による改革のねらい

1．障害者の福祉サービスを一元化する

サービスの提供主体を市町村に一元化。障害の種類にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供する。

2．障害者の就労支援

一般就労並行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業で働けるよう、福祉側から支援する。

3．地域の限られた社会資源を活用できるように規制緩和

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスを利用できるように空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。

4．公平なサービス利用のための手続や基準の透明化・明確化

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準を透明化、明確化する。

- ・ サービスの必要度に関する尺度を開発して適用する。
- ・ サービスを効果的に提供するための仕組みを制度化する。
- ・ サービスの長時間利用のケース等については、審査会を設置して意見を求めることとし、透明化を図る。

5．増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用したサービスの量や所得に応じた公平な費用負担

障害者が福祉サービス（個別給付）や公費負担医療制度を利用した場合に、食費等の実費負担及び利用したサービスの量や医療費、所得に応じた公平な利用者負担を求める。

この場合、適切な経過措置（激変緩和措置）を設ける。

- ・ 地域生活と入所施設等の均衡ある負担。（食費や光熱水費等の実費負担）
- ・ 利用したサービス量や医療費と所得に応じた負担（負担できない人への配慮を考える。）

(2) 国の財政責任の明確化

福祉サービス（個別給付）等の費用は、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。

・生涯福祉サービスにかかる利用者負担の見直しの考え方

1. 在 宅

応能負担（現在の平均負担率 1 %）

実費負担+サービス量と所得に着目した負担

負担項目	福祉サービス
利用者負担	定率負担 10%
負担上限	

負担能力の乏しい者については、経過措置も含めて負担軽減措置を講ずる。

2. 通 所

応能負担（現在の平均負担率 1 %）

実費負担（福祉サービス+食費）+サービス量と所得に着目した負担

- ・ 例 通所施設利用の場合

負担項目	福祉サービス	食 費	水道光熱費	合 計
利用者負担	14,900 円/月	14,300 円/月	0	29,200 円/月

食費は、650 円×22 日として計算した。

負担能力の乏しい者については、経過措置も含めて負担軽減措置を講ずる。

3. 福祉型入所施設

応能負担（現在の平均負担率 10 %）

実費負担（福祉サービス+食費+水道光熱費+個室利用料）

+サービス量と所得に着目した負担

負担項目	福祉サービス	食 費	水道光熱費	個室利用料
利用者負担	定率負担 10%	48,000 円/月	10,000 円/月	
負担上限	40,200 円/月			

負担能力の乏しい者については、経過措置も含めて負担軽減措置を講ずる。

- ・ 厚生労働省試算（負担軽減が無い場合）

円/月

負担項目	福祉サービス	食 費	水道光熱費	減免額	合 計
20 歳以上	33,800	48,000	10,000	0	91,800
18～19 歳	33,800	48,000	10,000	37,800	54,000
18 歳未満	33,800	48,000	10,000	46,800	45,000

4. 医療型入所施設（H18年10月実施）

- ・ 福祉サービスの利用者負担は、福祉型入所施設と同様に定率負担
- ・ 食費負担（入院時食事療養費に係る標準負担）は、自己負担
- ・ 医療費負担は、公費負担医療制度に準じた医療費負担軽減措置を新設
- ・ 医療費負担軽減措置は、年齢により負担上限に差異を設け、具体的に上限は平成18年度予算で確定する。

医療保険給付		公 費
医療費（保険給付）	入院時食事療養費	福祉サービス費
患者負担	標準負担額	1割負担
新医療費軽減措置	実費負担	月額負担上限

- ・ 医療型入所施設（重症心身障害児施設等）の負担の変化（20歳以上）
医療費を上限額として試算した。（実際は上限額まで行かない。）

負担項目	現 行	厚労省試算	細 目
福祉サービス		33,800 円/月	定率負担
食費負担		23,400 円/月	実費
医療費負担		72,300 円/月	医療保険上限
合 計	34,100 円/月	129,500 円/月	上限試算

光熱水道費は医療費に含めているが未定

- ・ 守る会の要望

負担項目	細 目	厚労省試算	守る会要望
利用者負担額	定率負担	86,300 円/月	64,700 円/月
利用者日常費	実費	18,000 円/月	18,000 円/月
負担額合計		104,300 円/月	82,700 円/月
本人負担		82,700 円/月	82,700 円/月
家族の支援		21,600 円/月	0 円/月

光熱水道費は医療費に含めているが未定

・負担軽減するものの範囲

負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、「生計を一にする者」の全体の経済力を勘案する。

1．生活保護

生活保護世帯に属する者

2．低所得 1

市町村民税非課税世帯であって、世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が 80 万円未満である世帯に属する者

3．低所得 2

世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税世帯に属する者
障害者を含む 3 人世帯で障害基礎年金 1 級を受給している場合、概ね 300 万円以下の収入に相当。